

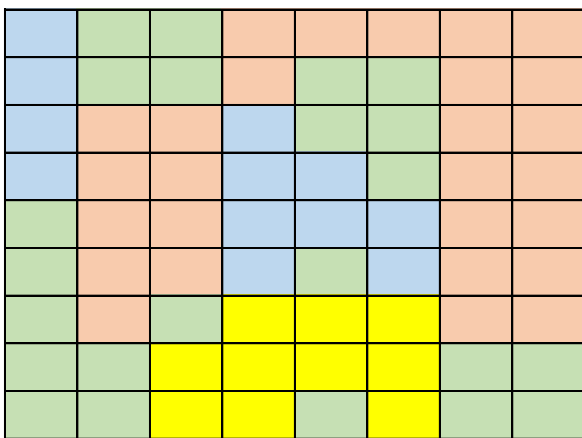
市町村では、課題解決に向け、地域の農業・農地について話し合うため、皆さんと一緒に、関係機関（農業委員会、農地バンク、JAなど）と一体となって「地域計画の策定とその実行」に向けて取り組みます。

【地域計画とは】

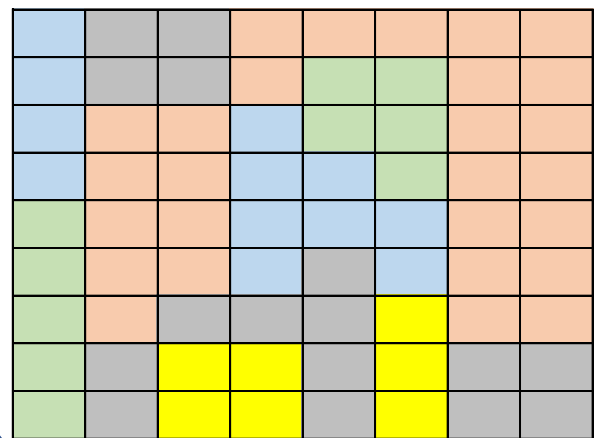
- 農業者や地域の皆さんの話し合いにより策定される地域の将来の農地利用の姿を明確化した設計図です。
おおむね10年後を見据え、担い手を含め、農地所有者や地域住民なども交えて話し合うこととなります。
- 担い手がない地域では、地域計画にその旨を記載し、地域外から新たに農業を担うものを地域に呼び込むために活用していきます。

【A地区】

①現状把握



②目標地図（案）＝「将来見込みの地図」

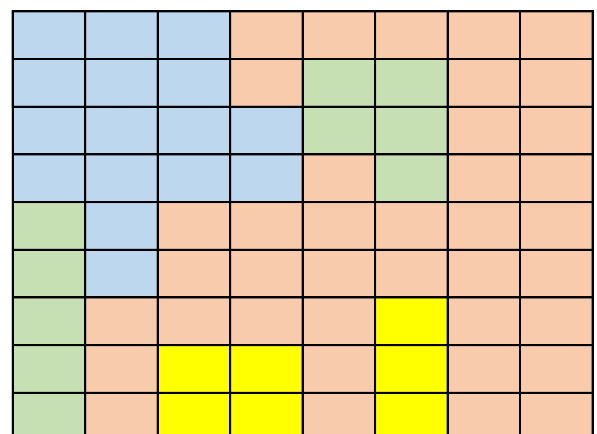


協議の場での話し合い

- ・農用地の集積、集約
- ・多様な経営体の確保
- ・農地中間管理機構（農地バンク）
- ・農作業委託の活用

| | |
|--|---------------|
| | 管理者（70歳未満）が耕作 |
| | 管理者（70歳以上）が耕作 |
| | 農業法人が耕作 |
| | 認定農業者が耕作 |
| | 草刈のみの管理 |

③目標地図（完成）



まず、①農地台帳等のデータを基に現状把握を行い、②アンケートによる意向調査や集落戦略を基に目標地図（案）＝「将来見込みの地図」を作成する。①と②を基に協議の場で話し合い、地域外の担い手と認定農業者の参入や、お互いにより耕作しやすい条件を整えるために農業法人と認定農業者との耕作地の調整などを行い、持続可能な農業を目指した③目標地図を完成させます。